

高校生の 応募・推薦方法に ご理解とご協力を!

主要経済団体、教育関係機関、栃木県及び栃木労働局にて、栃木県における高校生の応募・推薦方法について、以下のとおり申し合わせを行いましたので、その遵守についてご理解とご協力をお願いいたします。

「栃木県高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

栃木県高等学校就職問題検討会議において、県内の高等学校卒業予定者の応募・推薦について以下のとおり申し合わせを行うこととする。

高等学校から求人者への応募・推薦方法について、推薦開始の時点(9月5日)では1人1社とし、10月1日以降は1人2社までの複数応募を可能とする。

この申し合わせ事項について、県内の事業主・学校関係者・生徒及び保護者に対し、あらゆる機会を利用し周知していくものとする。 令和8(2026)年2月26日

栃木県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人栃木県経営者協会
一般社団法人栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会
栃木県中小企業団体中央会

栃木県高等学校長会
栃木県高等学校教育研究会進路指導部会
栃木県産業労働観光部

栃木県教育委員会事務局
栃木県経営管理部
栃木労働局

申し合わせに係る推薦・応募・選考の具体的な取扱いについて

応募・推薦方法について、推薦開始時点（9月5日）では1人1社とし、10月1日以降は、1人2社までの複数応募を可能とする。

具体的な取扱い

企業取扱い

- 1 全ての高卒求人申し込みについて、複数応募による応募が可能か否かの意向を示していただきます。
※具体的には、高卒求人申込書の複数応募の箇所に、その可・否を記入してください。
- 2 選考日時については、早期に計画し、速やかに学校へ連絡してください。



高等学校取扱い

- 1 10月1日時点で未内定の生徒については、次の応募から1人2社まで応募ができます。
※10月1日未内定とは、9月中に応募した選考が終了していない生徒も含む。
- 2 生徒の複数応募にあたっては、選考日程が重複しないように調整を行ってください。
- 3 複数応募を「不可」とする企業へ応募している生徒は、その選考結果が出るまでは、他企業への応募はできません。
- 4 内定を承諾した生徒については、他企業への応募はできません。

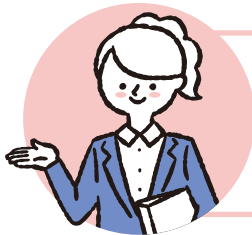
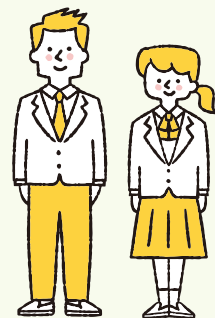
選考及び採用内定に関する取扱いについて

企業取扱い

- 1 選考の判定の材料を得ることを目的とした適性検査等（Webでの実施を含む）については9月16日以降に実施してください。
- 2 選考後概ね7日以内に学校長を通じて、応募生徒本人に結果を通知してください。
- 3 複数応募を行った生徒へ採用内定を行った場合には、他の応募先企業からの選考結果連絡待ちも予想されることから、検討期間を与えていただくようお願いします。
- 4 内定後の研修・アルバイトは、学業に差し障りないよう、学校とご相談ください。

高等学校取扱い

- 1 複数応募を行った生徒が、複数の内定を得た場合には、早期に学校を通じて企業側に意志表示をしてください。
- 2 内定を承諾した生徒については、他の企業には応募できません。**(再掲)**



ご注意

高等学校卒業予定者の採用選考の時期等には全国的なルールがありますので、大学卒業予定者や中途採用者とは異なった取扱いをしております。
ご理解の上、適切な選考をお願いいたします。